諫早市監查委員告示第9号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月7日

諫早市監查委員 谷 口 啓諫早市監查委員 森 口 恭 子諫早市監查委員 森 和 明

令和4年度随時監査(普通財産実地監査)結果及び措置状況

年	度監査	区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R	4 随田	+	企画財務部	契約管財課	【指導事項】 市有地の使用について、貸付契約を交わさず使用している事例が見受けられた。 ついては、普通財産の適切な管理を行うと ともに、貸付または売払いについて検討されたい。	<u>NA5564818</u>	①対象物件の使用者を特定し、管理契約を締結した。 ②対象物件の使用者を特定し、貸付契約を締結した。 貸付契約を締結した。 市有地(普通財産)の現況を把握するため、航空写真や現地調査での確認を行う。また、未利用財産のうち、利用可能な土地については、積極的な売却や貸付を図る。